

入札参加資格審査資料の提出について

入札説明書6(4)ウの「入札参加資格の審査」に係る提出書類は次のとおり。

- 1 事後審査型一般競争入札参加資格確認申請書(様式1)
 - 2 資本関係・人的関係調書(様式2)
 - 3 事業協同組合等にあつては、組合員名簿
 - 4 官公需適格組合にあつては、官公需適格組合の証明書写し
 - 5 事業所所在地及び警備業務を営むことを証する調書(様式3)
本調書における記載事項の証として、次に掲げる書面を併せて提出すること。
 - (1) 警備業の認定を受けたことを示すために主たる営業所に掲示する標識の写し、及びウェブサイト上に掲示する標識を確認できるウェブサイト画面の写し(ウェブサイトを開設していない場合は、当該標識を事務室内等に掲示している画像の写し[警備業法第4条の規定に基づく認定を受けていることが確認できるもの。])
 - (2) 営業所設置等に係る届出書の写し(警備業法第5条、第7条又は第9条の規定に基づく関係書類の写しで、札幌市内の事業所であること、並びにその事業所の警備員指導教育責任者の届出内容が確認できるもの)
 - (3) 機械警備業務の履行に係る基地局、警備員待機所及び機械警備業務対象施設管内に関する届出書の写し
 - (4) 届出している警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る資格証の写し
 - (5) 上記(2)の事業所が社会保険適用事業所及び労働保険加入事業所であることを証するものとして、入札告示日前後に納付期限を迎える次の保険料の納付証書(領収書)又は領収済通知書(ハガキ※)の写し。なお、対象となる納付証書(領収書)等は、通常の納付サイクルに基づく納期内納付のものに限る。(詳細は3～4頁を参照)
- ア 被用者(健康、厚生年金、介護)保険料にあつては次に掲げる3カ月分の領収書等写し
- a 令和8年4月分保険料(納付期限:令和8年6月1日)
 - b 令和8年5月分保険料(納付期限:令和8年6月30日)
 - c 令和8年6月分保険料(納付期限:令和8年7月31日)
- イ 労働保険料にあつては、次に掲げる納付方法に応じた領収書等写し
- a 口座振替以外の納付にあつては次のいずれか
 - ◆ 全期一括納付:令和8年度の全期(令和8年7月10日納付期限)
 - ◆ 3期の分割納付:令和7年度第2期から令和8年度第1期までの3期分(計3枚)
 - b 口座振替による納付の場合にあつては次のいずれか
 - ◆ 全期一括振替:令和7年度の全期(振替月:令和7年9月)
 - ◆ 3期の分割振替:令和7年度第1期から令和7年度第3期までの3期分(計3枚)
 - c 労働保険事務組合に委託している事業者
 - ◆ 3期の分割納付:令和7年度第1期から第3期までの3期分(計3枚)
- ※領収済通知書(ハガキ)などの領収証書(領収書)が未着の場合や、納付手続(Pay-easy)の関係から提出できないときは、それに代えて請求額及び納付済であることが分かる

もの（納付通知書、預金明細書、ウェブサイトの画面など）の写しとする。

※納付期限日が休日等にあたる場合は、翌日以降の最初の営業日

(6) 締結前交付書面（警備業法第 19 条に定める書面）

(7) 警備業の業務遂行に関する賠償責任保険証の写し

6 契約実績調書（様式 4）

本調書における記載事項の証として、契約書又は発注書その他発注者が発行した契約実績を証するものの写しを併せて提出すること。

【参考】 労働保険料における納付方法別の提出書類について

●納付書払 <納付書・領収証書(写)>

送付された労働保険料の納付書にて金融機関の窓口で納付された場合は、領収印が押印された領収証書の写しを提出してください。

【提出にあたっての留意事項】

- 1 提出対象の領収証書等は、通常の納付サイクルに基づく納期内納付のものに限る。
- 2 労働保険料の全期分を申告と同時に一括して7月に納付している場合は、領収証書等(写)のほか労働保険料に係る申告書(写)を提出すること。
- 3 納入者の住所は、本店又は札幌市内の支店等のものとします。なお、納入者については、厚生労働省で公表している「労働保険適用事業場検索」にて確認する。

●口座振替 <口座振替結果のお知らせ(写)>

「労働保険料等に係る口座振替結果のお知らせ」の写しを提出してください。

【提出にあたっての留意事項】

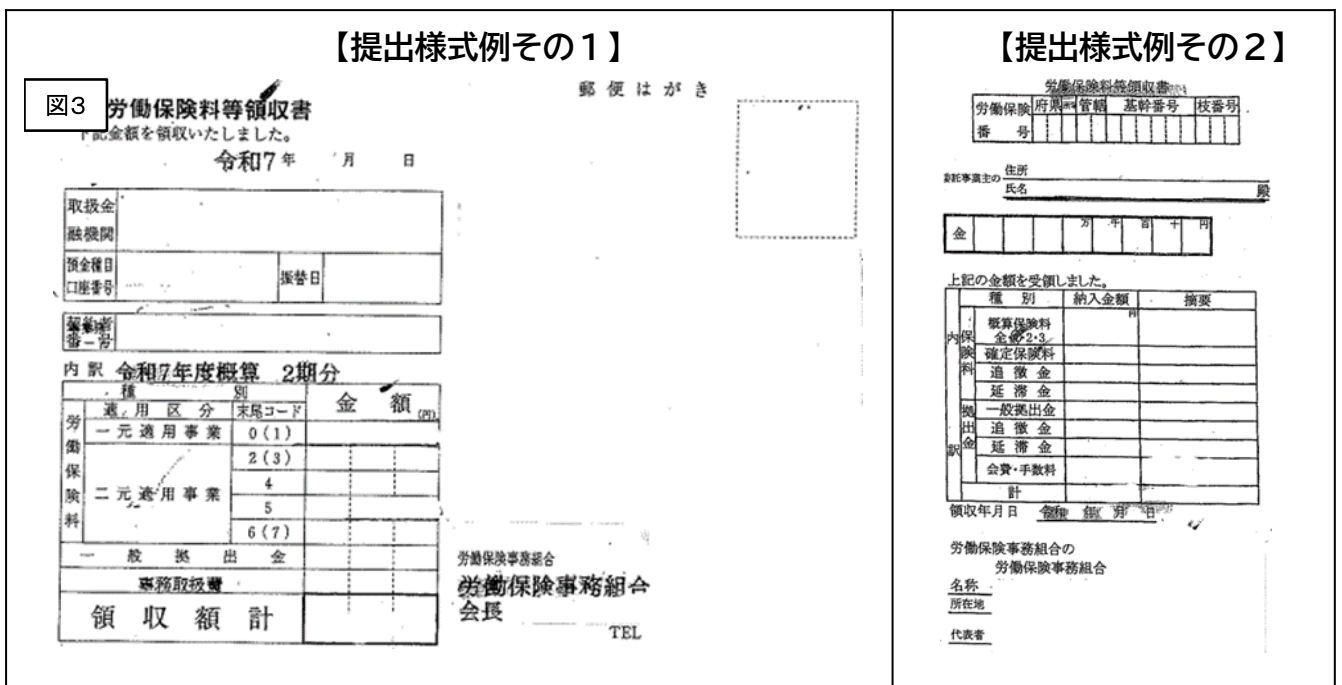
領収済通知書(ハガキ)の書面が、未着につき提出できないときは、それに代えて請求額及び納付済であることが分かる書類〔納付書(前頁の「図1」の領収印の無いもの)及び預金明細書)の写しを提出すること。なお、預金明細書を提出する際、対象となる保険料の預金振替額以外の項目は「黒塗り」すること。

●Pay-easy (ペイジー) に対応したインターネットバンキング等による電子納付 <納付書・領収証書(写)、預金明細書等>

送付された労働保険料の納付書(前頁の「図1」の領収印の無いのもの)の写しと、電子納付した結果を記したWEBサイトの画面コピーや預金明細書など納付の事実がわかる書類を提出すること。なお、WEBサイトの画面コピーや預金明細書を提出する際、対象となる保険料の納付額や預金振替額以外の項目は「黒塗り」すること。

●労働保険事務組合へ事務を委託している場合 <労働保険事務組合の領収書(はがき)(写)>

労働保険事務組合が発行する領収書(はがき等)の写しを提出してください。



●その地注意事項

- 1 上記事項及び次項にあつては、被用者(健康・年金・介護等)保険料の領収証書等(写)についても同様の取扱いとなります。
- 2 次に掲げる事項に該当する領収証書等(写)にあつては、入札告示第7項(5)「入札の無効」に定める「入札に関わる条件に違反した入札」に該当する入札として、入札を無効とします。
 なお、領収証書(領収書)の紛失など事由の如何にかかわらず、領収証書等(写)が提出できない場合も、同様に入札を無効とする。
 ア 労働保険料等納付証明書(納付方法によっては、入札書提出期限直前の保険料の納付確認が、関係機関で確認できない場合があるため)
 イ 入札告示等で指定した対象保険料とは異なるもの
 ウ 納付目的が空欄となっているなどで対象保険料が確認できないもの
 エ 滞納による分納など通常の納付サイクルに基づく納期内納付のものと異なる領収証書